

# 水道料金(基本料金)の一部減免について

**※手続きは必要ありません。**

山武郡市広域水道企業団では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金のうち基本料金を一部減免します。

## 1 減免対象

山武郡市広域水道企業団と契約している水道使用者のうち、

口径13mm・20mm・25mmの方

※ただし、官公署及び臨時給水使用の方は対象外。

## 2 減免内容

水道料金(基本料金)の85%を減免します。

＜2か月間継続して使用するケース＞

【税込】

基本料金(2か月につき)			
口径	現行料金	減免金額	減免後の料金
13mm	3,322 円	2,824 円	498 円
20mm	5,346 円	4,545 円	801 円
25mm	5,764 円	4,900 円	864 円

※端数調整により、1円前後する可能性があります。

## 3 減免対象時期

奇数月 検針地域のお客様：料金年月 **令和8年 9月請求分**

偶数月 検針地域のお客様：料金年月 **令和8年10月請求分**

※減免期間中の「**検針票・納入通知書**」には、**減免後の料金**が表示されています。

< 2 か月間継続して使用するケース >

令和8年	7月	8月	9月	10月
奇数月 検針地域	通常料金	基本料金一部減免		通常料金
偶数月 検針地域	通常料金		基本料金一部減免	通常料金

● は検針日

【注意事項】

- ① 検針時期はお住まいの地域によって異なり、**使用期間によっては減免の対象とならない場合や減免金額が異なる場合**があります。
- ② 短期使用(2か月未満)の方で、**令和8年8月26日(水)から令和8年10月25日(日)までの間に**解約(閉栓)<sup>※</sup>された場合は減免対象となります。

※解約(閉栓)は、**令和8年10月23日(金)まで**に必ず電話連絡してください。

#### 4 口径の確認方法

検針時に配布する「使用水量等のお知らせ」に記載されていますので、ご確認ください。

使用水量等のお知らせ		見本	
料金年月	令和○年○月分		
使用場所	○○○○○		
使用者名	○○○○様		
使用期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日		
お客様番号	道順番号	用途	メーター番号
000000-000	0000-000-000-00	○○	000000
			口径(mm) 00
上水道	今回指針	00	
	前回指針	00	
	今回使用水量	00 m <sup>3</sup>	
	前回使用水量	0 m <sup>3</sup>	
	前年同期使用水量	0 m <sup>3</sup>	
	上水道料金	0,000 円	
		( 000) 円	

口径 13mm・20mm・25mmが対象となります。

## 5 支払方法

○ 納入通知書でのお支払いの方

⇒ お手元に届く納入通知書には、減免後の料金が表示されています。  
そのままお支払いください。

○ 口座振替をご利用の方

⇒ 所定の振替日に、減免後の料金で引き落としされます。

## 6 共同使用扱いをされている管理会社等関係者様へ

管理会社等関係者の皆様におかれましても、この趣旨をご理解いただき、各戸入居者様へご請求される金額から減免金額を差し引いていただくなど、ご配慮くださいますようお願いいたします。

なお、共同使用取扱いの適用基準日は令和8年7月1日となります。

### 【問い合わせ先】

業務課

☎ 0475-55-7853

お客様センター

☎ 0475-50-4132